



名 称	日・曜日	時 間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
生活困窮の相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	生活支援センター (市役所本館 2 階)	生活に困っている人が自立した生活を送るための相談 生活、就労、家計相談など 相相談支援員	生活支援センター ☎(082)420-0410
法律相談	6日・13日、27日、 4月3日 (いずれも木曜日)	13:00～16:00 ※相談時間は30分以内	市民生活課	相弁護士 定12人／日（抽選） 相当日受付（8:30～9:00に電話またはファクス、窓口） ※相談は原則年度内1回限り	市民生活課 ☎(082) 420-0922 ☎(082) 426-3124 ※ファクスで申し込む場合、必ず電話番号やファクス番号を明記してください。
登記・法律相談 (相続・成年後見など)	5日、12日、19日 (いずれも水曜日)	10:00～12:00 ※相談時間は30分以内		相司法書士 定8人／日（先着） 相当日受付（8：30～9：30に電話またはファクス、窓口）	
消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9：30～12:00 13:00～17:00	消費生活センター (市役所北館 1 階窓口)	消費者と事業者間の契約トラブルに関する相談 相消費生活相談員	消費生活センター ☎(082)421-7189 ※受付は16:30まで
お昼の消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	11:00～13:00	—	消費生活センター受付時間外の相談 相国民生活センター職員など	国民生活センター ☎(03) 3446-0999
休日の消費生活相談	土日祝日	10:00～16:00			消費者ホットライン ☎188
心配ごと相談・行政相談	西条会場 4日(火)	13:00～16:00	市役所本館 2階201会議室	【心配ごと相談】 相心配ごと相談員 (民生委員・児童委員) 【行政相談】 相国の行政に関する要望や相談 行政相談委員	[心配ごと相談] 東広島市民生委員 児童委員協議会 ☎(082) 493-5621 [行政相談] 中国四国管区 行政評価局 ☎(082) 228-6173
	八本松会場 12日(水)	13:00～16:00	八本松地域センター		
	志和会場 21日(金)	13:00～16:00	志和出張所		
	高屋会場 24日(月)	13:00～16:00	高屋西地域センター		
	黒瀬会場 3日(月)	9:00～12:00	黒瀬支所南庁舎5階第3会議室		
	福富会場 12日(水)	13:00～16:00	福富保健福祉センター		
	豊栄会場 18日(火)	13:00～16:00	豊栄保健福祉センター		
	河内会場 27日(木)	13:00～16:00	河内保健福祉センター		
特設人権相談	安芸津会場 21日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター	相人権擁護委員	東広島竹原人権擁護委員協議会 ☎(082)423-7752
	志和会場 21日(金)	13:00～16:00	志和出張所		
	黒瀬会場 3日(月)	9:00～12:00	黒瀬支所南庁舎		
	福富会場 12日(水)	13:00～16:00	福富保健福祉センター		
常設人権相談	安芸津会場 21日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター	相法務局職員、人権擁護委員	広島法務局東広島支局 ☎(082) 423-7707
	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	広島法務局東広島支局		
ひがし広島 法律相談センター	毎週水曜日 (変更になる場合あり)	13:00～16:00	市民文化センター 研修室 3 (サンスクエア 2 階)	相広島弁護士会 相有料 相電話（休業日を除く9：30～16：00）	ひがし広島法律相談センター ☎(082) 421-0021
公正証書による遺言・ 契約書等の作成	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～12:00 13:00～17:15	東広島公証役場 (サンスクエア 4 階)	相公証人 相電話	東広島公証役場 ☎(082) 422-3733

— 教えて！消費生活 — 図消費生活センター☎(082) 421-7189

警察官などを名乗る特殊詐欺(オレオレ詐欺)にご注意ください

広島県警察からの事例を紹介します

【事例】①総務省や大手通信事業者、警察官などを名乗り「あなたの携帯電話（銀行口座）が犯罪に使われている」と電話がある。（固定電話、携帯電話どちらにもかかってくる可能性あり）
②警察官や検察官を名乗って「このままでは逮捕（差し押さえ）される。誰にも言ってはいけない」と言われ、SNSでのやり取りを求めてくる。
③「あなたの口座にあるお金を調べるため、お金を振り込んで」「保釈金を支払えば、逮捕されない」など金銭を要求される。

【アドバイス】

- 警察官が事前に逮捕すると電話連絡することはありません。
- 保釈金などといって電話でお金を要求することはありません。
- SNS を使って事情聴取や取り調べをすることはありません。
- 偽物の逮捕状や警察手帳をビデオ通話等で示されることがあります。

☑ 都合により日程を変更することがありますので、お問い合わせください。

名 称	日・曜日	時 間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
県民相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～17:00	県生活センター (県庁農林庁舎 1 階)	離婚、相続、近隣トラブル、交通事故などに関する相談 相県民相談員	県民相談窓口 ☎(082) 223-8811
家庭児童相談 児童虐待相談 DV 相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	こども家庭課	相家庭相談員兼母子・父子自立支援員・女性相談員	こども家庭課 ☎(082) 420-0407
	上記以外		—	—	市役所当直室 ☎(082) 422-2111
家庭児童相談	水曜日 ※祝日を除く	10:00～17:00	子育て・障がい 総合支援センター はあとふる (市民文化センター)	相家庭相談員兼母子・父子自立支援員	はあとふる ☎(082) 493-6072
障がい者・障がい児相談	月～土曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	子育て・障がい 総合支援センター はあとふる (市民文化センター)	相相談支援コーディネーター	はあとふる ☎(082) 493-6073
障がい者虐待相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	障がい福祉課	相障がい福祉課職員	障がい福祉課 ☎(082) 420-0180
	上記以外（障がい者虐待通報のみ）		—	—	市役所当直室 ☎(082) 422-2111
こころの相談室	月・火・木・金曜日	9:00～16:00	医療保健課	個別相談 相精神保健相談員 相電話	医療保健課 ☎(082) 420-0936
精神科医による 精神保健相談	17日(月)	13:30～15:30	県西部東保健所	個別相談 相精神科医 相2日前までに電話	県西部東保健所保健課 ☎(082) 422-6911(代)
自殺予防電話相談	年中無休	24時間	—	—	広島いのちの電話 ☎(082) 221-4343 よりそいホットライン ☎0120-279-338
広島地域若者 サポート ステーション 「若者交流館」	4日・11日・18日・ 25日 (いずれも火曜日)	13:00～17:00	市民文化センター 研修室	就職にあと一歩が踏み出せない人、人間関係が苦手で辞めてしまった人などの相談 相自己理解、自己表現、コミュニケーション演習、応募書類作成や面接練習など 相15～49歳（保護者の相談も可） 相要予約	広島地域若者 サポートステーション 「若者交流館」 ☎(082) 511-2029
働く女性の相談室	15日(土)	13:30～14:30 14:30～15:30	市民文化センター	仕事上の悩み（セクハラ、パワハラ、家庭との両立）や、働きたい女性の相談 相要予約 相8日(土)	エスポワール／ 男女共同参画推進室 ☎相(082)424-3833
ボランティア相談窓口	第2・4 水・土曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	市民文化センター ボランティア活動 支援センター	相ボランティアコーディネーター	ボランティア 活動支援センター ☎(082) 424-9590
	火・木曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	生涯学習課	相生涯学習相談員	生涯学習課 ☎(082) 420-0979
不登校サポート 「親の会」	第3水曜日 ※祝日を除く	13:30～15:00	西条フレンドスペース (市民文化センター)	相電話	西条フレンドスペース ☎(082) 421-8494
児童青少年相談	教育相談	水・木・土・日曜日 ※祝日を除く	10:30～12:00 13:00～16:30	相教育相談員	児童青少年総合相談室 ☎(082) 422-3749
	カウンセラー相談	火・金曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	児童青少年センター内 児童青少年総合相談室 (市民文化センター)	
	子育て相談	火・水・木・金・日曜日 ※祝日を除く	10:30～12:00 13:00～16:30	相児童厚生員	

Free of Charge がいこくじんそうだんまどぐち 外国人相談窓口・Information and Consultations・Salão de Comunicação・外国人咨询窗口・Dịch vụ tư vấn

	言 語	曜 日	時 間	場 所	問い合わせ
Daily Life Consultations Consultas Diversas 生 活 咨 询 Tư vấn cuộc sống 生 活 相 談	English 英語	Mondays, Tuesdays, Wednesdays, Thursdays, Fridays【月～金】 Saturdays 【土】 Sundays 【日】	9:00～17:00 9:00～13:00 13:00～17:00	市 民 文 化 セ ン ター コ ミ ュ ニ ケー シ ョ ン コ ー ナー	Communication Corner Salão de comunicação コミュニケーションコーナー ☎(082) 423-1922 (公財)東広島市教育文化 振興事業団 ☎(082) 424-3811 URLhttps://www.hhface.org/ wp/corner/
	Português ポルトガル語	Quartas,Sábados 【水、土】	9:00～13:00		
	中文 中国語	星期一、二、日【月、火、日】 星期六【土】	9:00～13:00 13:00～17:00		
	Tiếng Việt ベトナム語	Thứ Năm【木】 Chủ Nhật【日】	9:00～13:00 13:00～17:00		
	日 時	内 容		場 所	
Legal Consultations Consulta Jurídica 法 律 咨 询 Tư vấn pháp luật 法 律 相 談	8日(土) ①13:00～②14:00～ ③15:00～	弁護士が法律相談に応じます。英語・ポルトガル語・中国語の通訳あり。 1週間前までに予約が必要。 相談時間は約40分。		市 民 文 化 セ ン ター 研 修 室	